

生活排水対策の方向性 市民が親しめる水辺空間の保全に向けて

問 本市の生活排水対策の基本的な考え方を聞く。

答 本市の生活排水対策は、総合計画や環境基本計画などの上位計画を踏まえ、国から示された効率的な污水处理整備のための都道府県構想策定マニュアルを参考に、平成23年度に策定した高知市生活排水処理構想により進めている。

同構想においては、経済性を基本としつつ、周辺環境への影響や整備に要する時間などを考慮し、集合処理が有利な区域は公共下水道による面的整備を行い、既に合併処理浄化槽の整備が進んでいる地区や公共下水道の整備に20年以上の期間を要する地区、水質保全の上で生活排水処理を急ぐ地区は、合併処理浄化槽の促進区域として区分けをしている。

問 人口減社会の到来等を踏まえ、今後どのように生活排水対策を進めるのか聞く。

答 本市では、平成23年度に策定した下水道中期ビジョンにおいて、人口推計や厳しい財政状況などの下水道を取り巻く社会情勢の変化や、今後の整備に要する期間、鏡川の水質保全の観点などを検討し、生活排水対策の見直しを行っている。

この結果、比較的合併処理浄

化槽の多い地域、約533ヘクタールを合併処理浄化槽促進地域へ転換し、下水道計画区域を現在の4746ヘクタールとした。

また、今後10年程度での污水处理施設の概成に向け、人口減少等や地域ニーズを踏まえ、下水道や合併処理浄化槽等の整備区域のすみ分けを再検討した新しいアクションプランを策定する中で、適切な生活排水対策のあり方を検討していく。

問 市民が利用しやすい合併処理浄化槽の設置等に係る補助制度の実施について聞く。

答 補助制度については、平成25年度に制度の見直しを行い、従来の新築・増改築に伴う設置補助から、単独処理浄化槽とくみ取りを合併処理浄化槽に転換するための制度に移行した。

現行の制度は、5人槽の場合には国等の設置補助33万2000円に加え、単独処理浄化槽撤去補助9万円と市単独の配管補助9万円およびくみ取り撤去補助3万円としている。

これにより、合併処理浄化槽への転換も増加しているが、転換をより促進し、その意欲を高める政策誘導を行うため、現在策定中の次期鏡川清流保全基本計画において、河川の水質保全

の観点から鏡川上流域での浄化槽に係る新築補助等のあり方について検討していくとともに、中核市6市で実施されている保守点検や法定検査の維持管理費に対する補助制度についても検討していく。

問 上下水道の管路の老朽化対策について聞く。

答 現在、下水道管路の老朽化対策は、緊急的な修繕が必要箇所について順次修繕工事を

行う事後対応型となっている。しかし、今後は老朽管路が増大してくることから、予防保全の観点から、水道事業では高知市水道事業アセットマネジメント計画や高知市水道事業南海地震対策基本計画に基づき計画的な管路の敷設替えを進め、下水道事業では本年度から国の定めるストックマネジメント計画の策定に着手し、計画的な更新に取り組んでいく。

森林資源の有効活用



県域の84%・市域の56%を森林が占める本県、本市にとつて、森林資源を有効に活用していくことは重要な課題です。

しかし、森林の大半を有する中山間地域は、高齢化や人口減少など厳しい状況に直面しており、新たな産業おこしが求められています。

その取り組みの一つに、原木生産から木材加工・流通までが一体となり、地域の多様な資源を融合することで、新たな事業や産業を持続的に生み出そうとする林業・木材産業クラスターの形成があります。

問 県産木材の販路拡大について聞く。

答 県産木材のPRについては、(社)高知県木材協会と県内製材業者で組織された土佐材流通促進協議会が中心となり、新国

立競技場をはじめとするさまざまな公共施設や民間建築物での活用を含め、多方面で県産木材の販路拡大のための外資活動を行っている。

また、CLT(直交集成材)についても、国会議員の議員連盟が設立されるなどの環境整備が整ったことから、普及促進に弾みがつくものと考えている。

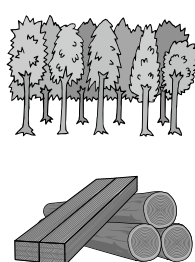
問 木材団地で稼働している木質バイオマス発電所で使用する木材について聞く。

答 同発電所は、これまで山林に放置されてきた未利用材等を専用燃料として使用するもので、丸太を燃料用チップ化する施設を併設した全国初の発電所である。

この発電所で使用する燃料木材は、国の再生可能エネルギー固定価格買取制度の設備認定を

受けていることから、間伐材を由来とする木質バイオマスの認定を受けた木材でなければならぬ。しかし、認定を行う高知県森林組合連合会等の団体に加入していない小規模な林業経営者は認定を受けられないため、発電用燃料木材を出荷できない状況となっている。

このため、本年7月から、小規模な林業経営者に対し、市内の山林で間伐によって生産された木材であることが確認できる場合に、本市が代行して証明を行う制度を開始する予定である。この代行証明により、搬出間伐の担い手を広げ、本市の林業振興につなげていく。



問 今後、森林資源の利用拡大に向けて、どのように取り組むのか聞く。

答 現在、バイオマス発電用の木材は一定流通しているが、建築関係の木材の動きは鈍いと感じている。

原木生産地では、高知市森林組合と連携した効率的な作業道の開設に取り組み、消費・流通の部分ではCLTや集成材の普及促進に向けて、県や木材団地等と連携し、木材産業クラスター形成を図っていく。